

海老名市コミュニティバス
運行ガイドライン

平成 25 年 4 月 1 日
海老名市

1. 目的

海老名市コミュニティバスは、近くに鉄道駅やバス停がない地域、いわゆる公共交通不便地域※の解消を目的に、平成15年9月から国分地域において試験運行を開始し、身近な公共交通機関「市民の足」として、広く親しまれております。

コミュニティバスは路線バスが採算性等により運行していない地域を走るため、運賃収入で運行経費を賄うことは困難であり、財政的負担（公費負担）が必要です。

このガイドラインは、コミュニティバスの試験運行開始時に設置された総合バス交通システム検討市民会議の提言と現在の運行実態を踏まえ、市の限られた財源の中、持続可能なコミュニティバスの運行を行うため、受益者負担と公費負担のバランスについて市の考え方を示したものであり、このガイドラインに基づき、コミュニティバスを運行してまいります。

※公共交通不便地域…鉄道駅から1km以上及びバス停から300m以上離れている地域

2. 海老名市コミュニティバスの基本方針

(1) 運行概念

コミュニティバスの運行概念として、以下のとおり定めます。

- ① 公共交通不便地域の解消を目的とする。（既存バス路線との競合に配慮する。）但し、丘陵地帯・地域事情等を考慮する。
- ② 地域事情等を考慮した乗合バスとする。（輸送量、道路交通環境、地形等に見合ったバスとする。）
- ③ 利用者に制限を設けない。（全ての人ができる。）
- ④ 生活を考慮した時間帯に運行する。（日常生活の利便性を向上させる。）
- ⑤ 公共施設、医療機関、交通結節点（鉄道駅やバスターミナル等）、商業施設等へのアクセスを考慮する。
- ⑥ 人と環境に配慮する。（低公害でバリアフリー対応の車両とする。）
- ⑦ 市民、事業者、行政の協働で運行する。（それぞれが役割を果たす。）
市 民＝受益者負担（運賃の支払い）
事業者＝安全・安定・安心な運行サービスの提供
行 政＝運行主体となり、事業者への運行委託と財政的負担
- ⑧ 市民と情報共有を図る。（運行実態等を市民へ発信する。）

(2)新規路線開設・運行改善

新規路線開設・運行改善にあたっては、下記の条件を満たすものとします。

- ① 前述の運行概念を満たしていること。
- ② 地域ニーズがあり、利用が見込まれること。
- ③ 運行継続条件を満たす見込みがあること。
- ④ 運賃は路線バスと同程度に設定していること。
- ⑤ 効率的な運行が可能であること。
- ⑥ 運行可能な道路交通環境等であること。

(3)運行継続の判断

運行を継続するための条件を以下のとおり定め、条件を満たしていない路線については、原則見直しの対象とします。

【運行継続条件】

- ① 各路線の1年間の運行実績が公費負担率60%未満であること。
- ② 路線全体の1年間の運行実績が公費負担率50%未満であること。

なお、運行継続条件に基づく判断は、毎年度実施いたします。

※公費負担率…運行経費における公費負担の割合{(運行経費－運賃収入等)÷運行経費×100}

例1 ある路線の運行実績が公費負担率60%以上の場合

→運行継続条件を満たさない。

例2 ある路線の運行実績が公費負担率50%以上60%未満であり、全路線の運行実績が公費負担率50%未満である場合

→運行継続条件を満たす。

→【上記2つの運行継続条件を満たしていない場合】

運行の検証・見直しを行い、利用促進及び利便性の向上を図ります。

しかし、2ヵ年続けて運行継続条件を満たしていない場合、本格運行路線については原則見直し対象とし、路線を休止・廃止します。また、試験運行路線については、本格運行へ移行せず、運行を終了します。

なお、運行を取りやめる路線については、代替措置を検討します。

ただし、運行継続条件を満たしていない場合においても、利用者が増加傾向にあり、運行期間を延長することで、運行継続条件を満たす見込みがあると判断される場合には、運行を継続します。

※コミュニティバス等を取り巻く社会情勢が変わった場合には、本ガイドラインを見直します。

【運行継続判断の手順】

